

(広報資料)

令和2年7月13日
京都市都市計画局
〔担当 都市企画部都市計画課〕
電話 222-3505

第71回京都市都市計画審議会の開催について

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催を延期しておりましたが、第71回京都市都市計画審議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時

令和2年7月30日(木) 午後2時～

2 開催場所

京都経済センター 3階会議室
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

3 付議案件(予定)

- (1) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 用途地域の変更について
(京都市決定)
- (2) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 特別用途地区の決定について
(京都市決定)(京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区)
- (3) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 高度地区の変更について
(京都市決定)
- (4) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 高度利用地区の変更について
(京都市決定)
- (5) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 地区計画の変更について
(京都市決定)(四条通地区地区計画)

4 会議の傍聴

- (1) 傍聴定員
10人 ※ 記者席は別途設けます。

(2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後1時30分から午後1時45分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(3) その他

京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会が公開すべきでないとする場合は、当日非公開となる場合があります。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用するなど咳エチケット等を心がけていただくとともに、当日の体調に御配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は傍聴を御遠慮いただきますようお願いいたします。

5 会場周辺図



- ・京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出ですぐ
- ・阪急電車京都線「烏丸駅」26番出口直結
- ・京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ

※ 公共交通機関を御利用のうえ、お越してください。

(参考：付議案件について)

1 用途地域の変更，特別用途地区（京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区）の決定，高度地区の変更及び高度利用地区の変更について

平成29年3月に策定した京都駅東南部エリア活性化方針及び平成31年3月に策定した京都駅東部エリア活性化将来構想に掲げる将来像の実現に向けて、特別用途地区（京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区）を定めるとともに、用途地域、高度地区及び高度利用地区を変更することにより、文化芸術の創造環境の整備や、京都駅周辺の都市機能を強化する魅力的な施設の誘導を図るものです。

2 四条通地区地区計画の変更について

近年の社会情勢や地区内環境の変化を踏まえて、建築物等の用途の制限について新たに対象用途を追加するとともに、地区整備計画の区域を一部見直すことにより、「風格と華やぎ」のあるまちづくりを目指す当地区にふさわしい建築物の更なる整備・誘導を図るものです。